（東北大学名誉教授）
正五位に叙する
上原　鳴夫
従五位に叙する
菊池不二夫
従五位に叙する
高木　毅
正六位に叙する
石村　誠
中川　數雄
従六位に叙する（各通）
佐藤　忠逸
山尾　清
正七位に叙する（以上九月八日）
星山　義一
従四位に叙する
天野　行二
正五位に叙する
南　喬二
正七位に叙する
上岡　健一
従七位に叙する（以上九月九日）
城　勝明
従七位
従七位に叙する
久米　豊
（和歌山市議会議員）
従五位に叙する
川上　弘
従七位に叙する（以上九月十日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
駒井　明
加藤　寿栄
新島　久徳
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月四日）
豊川　和弘
旭日双光章を授ける
竹澤　和夫
旭日単光章を授ける（以上九月五日）
加藤　信明
旭日双光章を授ける
芝崎　タツ
旭日単光章を授ける（以上九月六日）
福田　輝美
旭日双光章を授ける
小方　士朗　西澤　祐一　吉田　昭一
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月七日）
和田　秀教
（和歌山市議会議員）
旭日小綬章を授ける（九月十日）
金城　正之　藏本　恒造
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大石　哲雄　大木　勝司
千葉　治昭　土佐　武志
齋藤　俊一　濱中　孝治　前田　清
野尻　滿　山口　弘　吉村　弘
柳田　順達
瑞宝双光章を授ける（各通）
田中　泰定　中村　錫　畑山善之助
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月四日）
岡部　誠　壷井　茂信
阿部　正男　藤園　稔　増澤　恭子
根岸　和宏
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　利治　草間　豊　畔柳　守
沢田　隆次　鈴木　進士　鈴木　良一
高橋　惟夫　對馬　岩則　辻森　護
妻沼　義昭　山崎　公雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月五日）
大村　千里
瑞宝小綬章を授ける
木村　融　駒井　聰　清　正一
関根　和夫　布宮浩二郎　野中　経夫
廣井太計夫　米澤　繁治
瑞宝双光章を授ける（各通）
植田　至　福岡　利一　渡部　幹雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月六日）
西亀　正之
瑞宝小綬章を授ける
荒木　道展　上小澤康郎
高橋　實　林　健一　北條　卓夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　民雄　伊藤　武　大田　治
門田　徳兼　長谷川梅男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月七日）
（東北大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
石村　誠　佐藤　忠逸　高木　毅
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月八日）
南　喬二
瑞宝小綬章を授ける
上岡　健一
瑞宝双光章を授ける（以上九月九日）
川上　弘
瑞宝双光章を授ける（九月十日）

官庁報告

官庁事項

社内検定認定公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号）第一条第一項の規定により次の社内検定を平成二十六年十月一日付けで認定したので、社内検定認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十六年十月十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　認定事業主等の名称
株式会社コーセー
二　認定事業主等の所在地
東京都中央区日本橋三丁目六番二号
三　認定社内検定の名称
コーセーメイクレッスン検定
四　認定社内検定の対象職種の名称
美容スタッフ

認定社内検定の名称及び対象職種の名称の変更に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成九年十二月二十五日付けで認定したユニキャリア株式会社に係る社内検定について、認定規定第六条第一項の規定により認定社内検定の名称及び対象職種の名称の変更を平成二十六年十月一日付けで承認したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十六年十月十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の認定社内検定の名称
ユニキャリアフォークリフト整備士検定
変更後の対象職種の名称
ユニキャリアフォークリフト整備

変更前の認定社内検定の名称
日産フォークリフト整備士検定
変更前の対象職種の名称
日産フォークリフト整備

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月14日

大阪労働局長　中沖　剛

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

１　適用する地域　大阪府の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業又はばん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者